

平成30年度結婚に関する気運醸成動画の制作・発信業務委託仕様書

1 趣 旨

新聞やテレビ離れが進む若者を主なターゲットに、結婚に関する気運を醸成するため、結婚について考えるきっかけとなるような話題性のある動画等を制作する。また、制作した動画は、動画投稿サイト（YouTube等）に掲載し、動画広告を行うとともに、ホームページや啓発資材、更には結婚支援関連イベント等の活用など様々な手法で効果的に発信する。

また、若者のニーズや発想を取り入れるなど、動画の視聴を促進する工夫を行う。

2 業 務 名

平成30年度結婚に関する気運醸成動画の制作・発信業務

3 委 託 期 間

契約締結日～平成31年3月31日

4 経 費 の 上 限

4,484,160円（消費税及び地方消費税を含む）

※動画の制作費や動画広告等への投入金額など一切の経費を含む

5 委 託 内 容

(1) 動画コンテンツの企画・制作

● 以下の2つのテーマについて、それぞれ動画コンテンツを企画・制作すること。

① 結婚の前向きなイメージを感じることができる気運醸成動画

② 岡山県が運用している結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の操作方法等を含めた紹介動画

● 動画の長さは提案によるものとし、YouTube等の動画共有サイト上にアップロードできる形式であること。

内 容	①結婚の前向きなイメージを感じることができる気運醸成動画 ②「おかやま縁むすびネット」の操作方法等を含めた紹介動画
視 聴 者 層	①若年層（メインターゲットは高校生～大学生とする） ②結婚希望者
仕 様	➢ハイビジョン画質とすること。 ➢取材・撮影業務・編集全般（映像・音声・ナレーション・テロップ入力等）を行うこと。作業の各段階において、岡山県との間で内容確認を行い、必要に応じて修正すること。 ➢動画コンテンツをストリーミング形式で配信し、パソコン、スマートフォン及びタブレット端末で再生できること。

構成の条件	<ul style="list-style-type: none"> ➤①については、新聞やテレビ離れが進む若者を主なターゲットに、結婚について考えるきっかけとなるような話題性のある動画とすること。 ➤②については、結婚希望者にとってわかりやすく、登録の際の不安解消につながるような動画とすること。 ➤「おかやま縁むすびネット」のホームページにおいて、長期の閲覧を前提とした動画とすること。 ➤実写に限らず、アニメーションによる動画も可能とする。 ➤制作に当たっては、若者に人気のある著名人や声優等を活用するなど、視聴者の興味を喚起するものとする。 ➤人物やキャラクターを素材として使用する場合は、受託者において権利関係を明らかにした上で、出演交渉等を行うこと。
-------	---

(2) 動画の公開

上記(1)で制作した動画を YouTube 等の動画共有サイト上に公開すること。

仕 様	<ul style="list-style-type: none"> ➤動画を公開するサイトは、YouTube 等の動画共有サイト上のチャンネルとし、制作した動画コンテンツを一般的なインターネット環境にあるネットユーザが閲覧できる容量、ファイル形式にエンコードして公開すること。 ➤YouTube 等のチャンネルについては、岡山県から提供する登録及び設定に必要な情報に基づき、受託者において公開すること。なお、YouTube 等のチャンネルのアカウント及びパスワードは、業務終了後、岡山県に帰属するものとする。 ➤動画の公開時期については、動画広告期間等も含めたスケジュールを示すこと。
--------	--

(3) 動画広告、ホームページ、啓発資材や結婚支援関連イベント等の活用など様々な手法での動画の視聴啓発等

動画の視聴を促すため、YouTube 等の動画共有サイト上に岡山県に地域を限定した動画広告を掲載することとし、それに伴う一切の手続きを行うこと。

また、ホームページ、啓発資材や結婚支援関連イベントの活用など、動画の視聴を促す啓発を行うこと。

啓発にあたっては、若者のニーズや発想を取り入れた、動画の視聴を促進する工夫を行うこと。

なお、ネットニュースへの配信については、岡山県において実施する。

仕 様	<p>➤YouTube等の動画共有サイト上で公開する際は、岡山県に地域を限定した動画広告を掲載すること。</p> <p>➤動画広告に投入する金額は、提案によるものとするが、1,200,000円程度を見込むこと。動画広告を行う際は、1回当たりの投入金額、投入回数、ターゲットの設定等を、岡山県と協議し決定するものとする。</p> <p>➤金額の投入後は、動画の視聴回数の推移や視聴者層等を分析するなどの状況把握に努めるとともに、必要に応じて、より効果的な手法等を提案すること。</p> <p>➤若者により広く動画を見てもらうため、ホームページ、啓発資材や結婚支援関係イベントの活用などによる啓発を行うこと。 例) 結婚支援関係イベントや学生団体が開催するイベント等での放映、啓発資材(リーフレット・DVDなど)、インターネット広告など</p> <p>➤若者のニーズや発想を取り入れた、動画の視聴を促進する工夫を行うこと。なお、その方法などについては、事前に岡山県と調整すること。</p>
--------	--

6 成果品の納品

業務が終了したときは、速やかに委託業務完了報告書(別紙様式3号)を作成して、映像を収めたDVDを3枚、パソコン上で閲覧できる動画データを収めたDVDを1枚納品すること。

また、動画広告や啓発の実施結果などを取りまとめ報告すること。

7 業務基準

- (1) 制作した動画の著作権は、原則としてすべて岡山県に帰属するものとする。また、動画共有サイトへのアップロード以外に二次使用することがある。
- (2) 動画の制作に当たり、次の事項を遵守すること。
 - ①他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないこと。また、必要な権利処理を受託者において行うこと。
 - ②企画は、他からのコピー並びに転用は行わないこと。また、視聴者が不快に感じるイメージや言葉を使うことなく、公序良俗や一般常識に反する内容でないこと。
 - ③業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (3) 趣旨に沿った内容とするため、事業の実施に当たっては、適宜、岡山県子ども未来課と協議すること。
- (4) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、岡山県に責任がある場合を除

き、受託者の責任において解決すること。

(5) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。

(6) 疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定すること。

(様式第3号)

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

所在地
称号又は名称
代表者氏名

平成30年度結婚に関する気運醸成動画の制作・発信業務完了報告書

平成30年 月 日付けで契約を締結した平成30年度結婚に関する気運醸成動画の制作・発信業務について、業務委託契約書第 条第 項の規定に基づき、次のとおり事業が完了したので報告します。

記

- 1 業務名
平成30年度結婚に関する気運醸成動画の制作・発信業務
- 2 委託期間
平成30年 月 日から平成31年3月31日まで
- 3 成果品
別添のとおり
- 4 動画広告等の実施状況及び閲覧状況等
別添のとおり